



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ス ク リ  
代 表 者 名 代表取締役 岩 本 博  
(コード番号：2196 東証一部)  
問 い 合 せ 先 執行役員 管理本部長 高 梨 宏 史  
(TEL. 03-3539-7654)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 12 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、事業の目的事項を一部追加するものであります。
- (2) コーポレートガバナンスをより強化するとともに、機動力を高めて経営の一層の強化を図るため、代表取締役を複数名選定することとしております。これに伴い、関連条文を変更するものであります。
- (3) 取締役会にて新たに取締役会長を選定可能とするものであります。
- (4) 一部の文言について関連する法令を明記し、加えて文言統一等の軽微な修正を行うものであります。

### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

### 3. 日程

株主総会開催日	平成 27 年 6 月 24 日 (水曜日) (予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 24 日 (水曜日) (予定)

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 結婚式場およびそれに類する施設の経営ならびにそれらの企画、立案、運営およびコンサルティング</li> <li>2. ～17. (条文省略)</li> <li>18. 土地、建物、その他不動産の売買、仲介、管理および取引に係るコンサルティング業</li> <li>19. ～24. (条文省略)</li> </ol> <p>第3条～第6条 (条文省略)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により、自己株式を取得することができる。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ～2. (条文省略)</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 (条文省略)</li> <li>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</li> </ol> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式ならびに新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等および手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</li> </ol> <p>第15条～第16条 (条文省略)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国内外の結婚式場およびそれに類する施設の経営ならびにそれらの企画、立案、運営およびコンサルティング</li> <li>2. ～17. (現行どおり)</li> <li>18. 土地、建物、設備、その他不動産等の売買、賃貸借、仲介、管理および取引に係るコンサルティング業</li> <li>19. ～24. (現行どおり)</li> </ol> <p>第3条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により</u>取締役会の決議によって市場取引等により、自己株式を取得することができる。</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ～2. (条文省略)</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式<u>または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> </ol> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 (現行どおり)</li> <li>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載<u>または記録</u>、単元未満株式の買取りその他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</li> </ol> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載<u>または記録</u>、単元未満株式の買取りその他株式ならびに新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等および手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役(複数の場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序により先位順の代表取締役とする。)</u>が招集し、議長となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 当該代表取締役に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。</u></li> </ol> <p>第15条～第16条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第18条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (新設)</p> <p>第25条～第27条 (条文省略)</p> <p>(役付取締役) 第28条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役) 第29条 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</p> <p>第30条～第36条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (新設)</p>	<p>(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第18条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役(複数の場合には、あらかじめ取締役会で指定された代表取締役とする。)が招集し、議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役) 第28条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役) 第29条 代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</p> <p>第30条～第36条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>

以 上